



法律第三十七号)第九条第六項(更生援助の実施者)に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第六条第一項(精神保健福祉センター)に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医の証明書

口 所得税法施行令第十条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者に該当する者 同条第一項第二号の精神障害者保健福祉手帳の写し

ハ 所得税法施行令第十条第二項第三号に掲げる者に該当する者 身体障害者手帳の写し

二 所得税法施行令第十条第二項第四号に掲げる者に該当する者 戰傷病者手帳の写し

ホ 所得税法施行令第十条第一項第五号に掲げる者に該当する者 同号の規定に該当する者であることについての厚生労働大臣の証明書

八 所得税法施行令第十条第一項第六号に掲げる者のうちその障害の程度が同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる者に準ずるものとして同条第一項第七号に規定する市町村長等の認定を受けている者若しくは同号に掲げる者うちその障害の程度が同項第一号に掲げる者に準ずるものとして同項第七号に規定する市町村長等の認定を受けている者又は同条第二項第六号に掲げる者に該当する者これらの方に該当する者であることについての当該市町村長等の証明書

二 施行令第四条の十第一項第四号に規定する信託受益権の価額の計算の明細書

(障害者非課税信託取消申告書の記載事項)

第三条 施行令第四条の十四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定障害者の氏名、住所又は居所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

二 前号の特定障害者が既に提出した法第二十二条の四第一項に規定する障害者非課税信託申告書(以下「障害者非課税信託申告書」と申す。)に係る同条第二項に規定する特定障

害者扶養信託契約（以下「特定障害者扶養信託契約」という。）に基づく信託の委託者の氏名及び住所又は居所並びに当該信託の受託者の名称及び所在地並びに現に当該信託に関する事務を取り扱う同条第一項に規定する受託者の営業所等（以下「受託者の営業所等」という。）の名称及び所在地

四 の価額のうち同号の障害者非課税信託申告書の提出により法第二十一条の四第一項の規定の適用を受けた部分の価額

五 前号の信託受益権がないこととなつた事情又は施行令第四条の十五第一項の遺留分侵害額の請求の基因となつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

六 その他参考となるべき事項

二 施行令第四条の十五第二項に規定する障害者非課税信託廃止申告書（以下「障害者非課税信託廃止申告書」という。）を受理した受託者の營業所等の長は、当該障害者非課税信託廃止申告書に、当該受託者の法人番号を付記するものとする。

（障害者非課税信託に関する異動申告書の記載事項）

第五条 施行令第四条の十六第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

**第五条** 施行令第四条の十六第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定障害者の氏名、住所又は居所及び個人番号（当該特定障害者が氏名又は住所若しくは居所の変更をした場合には、当該特定障害者の氏名及び住所又は居所）

二 施行令第四条の十六第一項に規定する変更前の氏名、住所若しくは居所又は個人番号及び当該変更後の氏名、住所若しくは居所又は個人番号

三 その他参考となるべき事項

施行令第四条の十六第一項の規定による申告書（特定障害者が個人番号の変更をした場合に

書（特定障害者が個人番号の変更をした場合に提出するものを除く。）を受理した受託者の営業所等の長は、当該申告書に、当該申告書を提出した特定障害者の個人番号を付記するものとする。

3 施行令第四条の十六第二項に規定する財務省

令で走める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 特定障害者の氏名 住所又は居所及び個人番号

二 営業所等及び同項に規定する受託者の他の営業所等の名称及び所在地  
三 その他参考となるべき事項  
(障害者非課税信託申告書の添付書類の提出の  
時別)

**第五条の二** 施行令第四条の十七第三項に規定する添付書類に記載されている事項を電磁的方法(同条第一項に規定する電磁的方法をいう。)に

信託受益権の価額のうち当該障害者非課税信託取消申告書の提出により法第二十一条の四第一項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれるものとされた価額

#### 六 その他参考となるべき事項

(受託者の営業所等における帳簿書類の整理保存等)

第七条 受託者の営業所等の長は、その作成した施行令第四条の二十第一項に規定する帳簿並びに障害者非課税信託申告書(当該障害者非課税信託申告書に添付された施行令第四条の十第一項に規定する財務省令で定める書類を含む)次項において同じ)、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書及び施行令第四条の十六第三項に規定する障害者非課税信託に関する異動申告書(次項及び次条において「障害者非課税信託に関する異動申告書」という)の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて財産の信託がされた日から五年を経過する日の属する年の十二月三十一日又は当該信託が終了した日の属する年の翌年十一月三十日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

前項の受託者の営業所等の長は、特定障害者から提出された障害者非課税信託申告書、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書又は障害者非課税信託に関する異動申告書を受理した場合には、これらの申告書の写しを作成しなければならない。ただし、これら申告書に記載された事項を同項の帳簿に記載する場合には、この限りでない。

(障害者非課税信託申告書等の書式)

第八条 障害者非課税信託申告書、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書式は、それぞれ第一号書式から第四号書式までの贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合の添附書類)

第九条 法第二十一条の六第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。一 戸籍の謄本又は抄本及び戸籍の附票の写し(法第二十一条の六第一項の財産の贈与を受けた日から十日を経過した日以後に作成されたものに限る)。

二 法第二十一条の六第一項の財産の贈与を受けた者が取得した同項に規定する居住用不動産に限る。

産に関する登記事項証明書その他の書類で当該贈与を受けた者が当該居住用不動産を取得したこととを証するもの

#### (相続時精算課税選択届出書の記載事項)

第十条 法第二十一条の九第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十一条の九第二項に規定する届出書(以下「相続時精算課税選択届出書」という)

に規定により相続時精算課税選択届出書を提出する者(以下「提出する者」という)の提出する者は、氏名、生年月日、住所又は居所及び個人番号(個人番号を有しない者は住所及び個人番号)。

又は施行令第五条第一項後段若しくは第四項に規定する財務省令で定める書類を含む)次項において同じ)、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書(当該障害者非課税信託申告書に添付された施行令第四条の十第一項に規定する財務省令で定める書類を含む)次項において同じ)、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書及び施行令第四条の十六第三項に規定する障害者非課税信託に関する異動申告書(次項及び次条において「障害者非課税信託に関する異動申告書」という)の提出する者(以下「提出する者」という)の氏名、生年月日及び住所又は居所並びに法第二十一条の九第一項の規定により相続時精算課税選択届出書を提出する者(以下「提出する者」という)の氏名、生年月日及び住所又は居所並びに法第二十一条の九第一項の規定により相続時精算課税選択届出書を提出する者との統柄。

二 前号の贈与をした者の氏名、生年月日及び住所又は居所

三 第一号の提出する者が年の中途において法第二十一条の九第四項の贈与をした者の推定相続人となつた場合には、当該贈与をした者

の推定相続人となつた事由及びその年月日

四 法第二十一条の九第一項の規定による申告書を提出しない場合は、その旨

五 その他の参考となるべき事項

五 法第二十八条第一項において準用する法第

二十七条规定による申告書を提出しない場合には、その旨

#### 第六 その他参考となるべき事項

(相続時精算課税選択届出書の添付書類)

第十一条 施行令第五条第二項に規定する財務省令で定める書類は、相続時精算課税選択届出書の提出をする者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類その者の氏名及び生年月日並びにその者が法第二十一条の九第一項の贈与をした者の推定相続人に該当することを証する書類とする。

二 施行令第五条の六第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第二十一条の十八第一項の贈与をした者の推定相続人となつた事由及びその年月日

二 住所又は居所

三 第一号の提出する者が年の中途において法第二十一条の九第四項の贈与をした者の推定相続人となつた場合には、当該贈与をした者

の推定相続人となつた事由及びその年月日

四 法第二十一条の九第一項の規定による申告書を提出しない場合は、その旨

五 その他の参考となるべき事項

の目的となつて建物の全部が住宅用であるものとした場合における当該建物に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)に定める耐用年数とする。

#### (配偶者の平均余命)

第十二条の三 施行令第五条の七第三項第一号に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命とする。

#### (法定利率による複利の計算で現価を算出するための割合)

第十二条の四 法第二十三条の二第一項第三号に規定する財務省令で定める割合は、法定利率に一を加えた数を同項第二号イに規定する配偶者の法定利率による複利の計算で現価を算出するための割合

二 前号の被相続人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で当該被相続人の氏名、生年月日及びその死亡の年月日並びに当該被相続人が法第二十一条の九第一項の贈与をした者の推定相続人に該当することを証する書類

三 第一号の提出する者が年の中途において法第二十一条の十八第一項の規定により相続時精算課税選択届出書を提出する場合における前項の財務省令で定める事項は、同項の規定にかかるわらず、次に掲げる事項とする。

一 法第二十一条の十八第一項に規定する被相続人の氏名、生年月日、その死亡の時における住所又は居所及びその死亡の年月日並びに法第二十一条の九第一項の贈与をした者との統柄

二 前号の贈与をした者の氏名、生年月日及び住所又は居所

三 法第二十一条の十八第一項の規定により相続時精算課税選択届出書を提出する者の氏名、生年月日及び個人番号(個人番号を有しない者は住所及び個人番号)

四 第一号の被相続人が年の中途において法第二十一条の九第四項の贈与をした者の推定相続人となつた場合には、当該贈与をした者

の推定相続人となつた事由及びその年月日

五 その他の参考事項

(耐用年数)

#### 第十二条の二 施行令第五条の七第二項に規定する財務省令で定める耐用年数は、配偶者居住用複利年金終価率は、特定割合(同条の定期金給付

余命)

(複利年金終価率)

第十二条の七 法第二十五条第一号ロに規定する

付契約に係る予定利率に一を加えた数を払込済期間の年数で累乗して得た割合をいう。)から一を控除した残数を当該予定利率で除して得た割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

前項に規定する払込済期間の年数は、同項の定期金給付契約に基づく掛け金又は保険料の払込開始の日から当該契約に関する権利を取得した日までの年数(一年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数)とする。

### 第十三条 法第二十七条第一項の規定による申告書の記載事項

法第二十七条第一項又は第二十九条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 課税価格(法第十九条又は第二十一条の十四から第二十二条の十八までの規定の適用が四から第二十二条の十八までの規定の適用が四から第二十七条第一項に規定する相続税の課税価格及びこれららの規定により相続税の課税価格とみなされた金額)及び相続税額

二 被相続人から相続又は遺贈(当該被相続人からの贈与により取得した財産で法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。)により財産を取得した全ての者に係る法第二十七条第一項に規定する相続税の課税価格の合計額及び当該合計額を基礎として算出したこれらの者に係る相続税の総額その他相続税額の計算の基礎となる事項

三 納税義務者の氏名及び住所又は居所(当該納税義務者が法第九条の四第一項又は第二項の信託の受託者(当該信託に関する権利を得したものとみなして相続税額を計算する場合における当該信託の受託者に限る。)である場合には当該受託者の名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び信託の受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地並びに当該信託の名称とし、当該納税義務者が法第六十六条第一項若しくは第二項の社団若しくは財団若しくは同条第四項の持分の定めのない法人又は法第六十六条の二第二項第三号に規定する特定一般社団法人等(以下この号において「社団等」という。)である場合に当該社団等の名称及び主たる営業所若しくは事務所又は本店の所在地並びに当該社団等の代表者又は管理者の氏名及び住所又は居所とする。以下この号において同じ。)並びに個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)

号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)

四 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)百百十七条第二項(納税管理人の規定により届け出た納税管理人が当該申告書を提出する場合には、当該納税管理人の氏名及び住所並びに納税地

五 被相続人の氏名及びその死亡の時における住所又は居所

六 相続又は遺贈により取得した財産(法第二十一条の九第三項の規定により百万円を控除した残額の種類、数量、価額及び所在場所の明細、当該財産を除く。)を含む。

七 法第二十二条の十四から第二十二条の十八までの規定の適用がある場合には、相続時精算課税選択届出書の提出をした税務署の名称及びその提出に係る年分並びに法第二十二条の九第三項の規定の適用を受ける財産(当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格から法第二十二条の十一の二第一項の規定による控除をした残額がない場合には、当該財産を除く。)についての法第二十八条の贈与税の申告書を提出した税務署の名称、当該申告書を提出した年分並びに当該財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細、当該財産の取得の事由並びにその取得の年月日並びに課税価格、相続時精算課税に係る基礎控除額及び贈与税額

八 法第二十二条第一項の規定により課税価格に算入しない財産に関する事項

九 法第十三条、第十九条から第二十条の二まで及び第二十二条の十五から第二十二条の十八までの規定並びに施行令第一条の十第五項、第三十三条第一項及び第三十四条第七項の規定による加算に関する事項

る申告書に記載すべき事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

二 当該承継をした者に係る利益の価額

三 当該承継をした者が二人以上ある場合には、その旨

四 自己の納付すべき相続税額

五 第一号の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項(死亡した者に係る相続税の申告書の記載事項)

六 当該承継をした者に係る相続税の申告書の記載事項

七 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

八 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

九 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

一〇 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

一一 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

一二 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

一三 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

一四 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

一五 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

一六 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

一七 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

一八 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

一九 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

二〇 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

二一 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

二二 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

二三 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

二四 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

二五 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

二六 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

二七 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

二八 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

二九 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

三〇 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

た者が法第二十七条第三項の規定による申告書を提出することができる場合における当該申告書に記載すべき事項は、第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

二 自己が還付を受けようとする金額

三 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る第十三条第一項第二号及び第五号から第十号まで並びに前項第一号及び第三号に掲げる事項

四 法第二十七条第三項の規定により法第三十三条の二第一項の規定による還付を受けるための申告書を提出することができる者が当該申告書の提出前に死亡した場合において、当該申告書を提出することができるその相続人が当該申告書に記載すべき事項は、第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 前条第一号及び第二号に掲げる事項

二 自己が還付を受けようとする金額

三 死亡した者に係る第十三条第一項第二号及び第五号から第十号まで並びに第一項第一号及び第三号に掲げる事項

四 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

五 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

六 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

七 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

八 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

九 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一〇 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一一 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一二 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一三 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一四 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一五 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一六 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一七 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一八 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一九 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二〇 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二一 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二二 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二三 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二四 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二五 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

た者が法第二十七条第三項の規定による申告書を提出することができる場合における当該申告書に記載すべき事項は、第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

二 自己が還付を受けようとする金額

三 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る第十三条第一項第二号及び第五号から第十号まで並びに前項第一号及び第三号に掲げる事項

四 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

五 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

六 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

七 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

八 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

九 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一〇 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一一 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一二 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一三 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一四 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一五 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一六 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一七 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一八 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一九 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二〇 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二一 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二二 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二三 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二四 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二五 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二六 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二七 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二八 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二九 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

た者が法第二十七条第三項の規定による申告書を提出することができる場合における当該申告書に記載すべき事項は、第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

二 自己が還付を受けようとする金額

三 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る第十三条第一項第二号及び第五号から第十号まで並びに前項第一号及び第三号に掲げる事項

四 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

五 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

六 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

七 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

八 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

九 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一〇 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一一 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一二 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一三 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一四 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一五 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一六 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一七 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一八 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

一九 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二〇 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二一 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二二 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二三 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二四 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二五 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二六 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二七 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二八 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二九 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項









<p>一 物納申請土地に土地使用収益権が設定されている場合又は設定されることとなる場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>イ 当該土地の上に建物が存しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>(1) 物納申請土地に土地使用収益権を設定し、物納の許可の申請をする者が土地使用収益権を有する者（以下この号及び第四号において「土地使用収益権者」といいう。）となる場合 次に掲げる書類</p> <p>(i) 物納申請土地を国から借り受けける旨の書類</p> <p>(ii) 土地使用収益権が設定される土地の範囲を明らかにした図面で、当該範囲の面積及び境界を確認できるもの</p> <p>(2) 物納申請土地を国から借り受けける旨の書類</p> <p>(i) 土地使用収益契約の内容を確認できる書類</p> <p>(ii) (i)に掲げる書類により土地使用収益権が設定されている土地の範囲を明らかにできない場合には、当該土地使用収益権の設定されている土地の範囲を明らかにした書類</p> <p>(iii) (i)に掲げる書類により土地使用収益権が設定されている土地の範囲を明らかにできない場合には、当該土地使用収益権の設定されている土地の範囲を明らかにした書類</p> <p>(iv) 物納の許可の申請をする者が土地使用収益権となる場合 次に掲げる書類</p> <p>(v) 敷金、保証金その他の債務については納税義務者と土地使用収益権者との間において清算し、当該債務を国に引き受けさせない旨を確認する書類</p> <p>(vi) 法第四十二条第二項（法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出期限（法第四十八条の二第六項において準用する場</p>
--

<p>二 物納申請土地に係る土地使用収益契約の相手方と当該物納申請土地の占有者が異なる場合に規定する申請書の提出期限（法第四十七条において準用する場合を含む。）</p> <p>当該土地使用収益契約の相手方と当該物</p>	<p>合には、同条第三項の提出があつた日）の翌日から起算して一年以内に当該申請に係る物納の許可がされない場合において、「一時利用地」という。の指定状況を表示した図面の写し又は土地区画整理事業等の進捗状況を確認できる書類</p> <p>(vii) 土地使用収益権者（金融商品取引法第二条第十六条に規定する金融商品取引において上場されている法人（次項第一号イ（5）において「上場会社」という。）が施行令第八条第一号ワ（1）から（3）までに掲げる者に該当しないことを当該土地使用収益権者が誓約する書面（当該土地使用収益権者が法人である場合は、当該法人が同号ワ（2）又は（3）に掲げる者に該当しないことを当該法人の代表者が誓約する書面並びに当該法人の同号ワ（3）に規定する役員等の名簿で当該役員等の氏名、生年月日、住所又は居所及び性別の記載があるもの）</p> <p>当該土地の上に建物が存する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>(1) 物納申請土地に土地使用収益権を設定し、物納の許可の申請をする者が土地使用収益権となる場合 次に掲げる書類</p> <p>(i) イ（1）に定める書類</p> <p>(ii) 建物の登記事項証明書（当該建物が未登記の場合は、固定資産税評価証明書その他の書類で所有者を明らかにするもの）</p> <p>(iii) (1)に掲げる書類</p> <p>(iv) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類</p> <p>(v) イ（2）に定める書類</p>
--	--

<p>三 納申請土地の占有者が異なる理由を明らかにする書類</p> <p>物納申請土地の隣地の上に存する建物のひさし、工作物又は樹木の枝その他これらに類するもの（以下この号において「ひさし等」という。）が境界を越える場合でその境界を越える度合が軽微な場合又は境界上にある場合に掲げる書類</p> <p>イ 当該ひさし等の所有者が改築等を行うに際して当該ひさし等を撤去し、又は移動することを約する書類</p> <p>ロ 境界を越えている状況又は境界上に存している状況を示した図面</p> <p>四 物納申請土地（借地権が設定されている土地を除き、物納財産である建物の所有を目的として設定されている借地権を含む。以下この号において同じ。）の上に存する建物、工作物又は樹木その他これらに類するもの（以下この号において「建物等」という。）が、当該物納申請土地の隣地との境界を越える場合又は境界上に存する場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 当該隣地の所有者（当該隣地の土地使用者又は樹木その他これらに類するもの（以下この号において「建物等」という。）が、当該物納申請土地の隣地との境界を越えている状況又は境界上に存している状況を示した図面</p> <p>五 物納申請土地が建築基準法（昭和二十五条第二百一号）第四十三条第一項（敷地等と道路との関係）に規定する道路に接していない場合、当該物納申請土地の隣地の所有者が当該隣地を通行することを承諾した旨の書類</p> <p>イ 土地区画整理事業等の施行書類</p> <p>イ 土地区画整理法第九十八条第五項（仮換地の指定）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第三十九条（仮換地の指定）若しくは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十三条（土地区画整理事業の準用）若しくは土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第五十三条の五第三項（一時利用地の指定）の規定による仮換地（ロにおいて仮</p>
---

<p>六 物納申請土地が土地区画整理事業等の施行区域内にある場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 土地区画整理法第九十八条第五項（仮換地の指定）若しくは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十三条（土地区画整理事業の準用）若しくは土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第五十三条の五第三項（一時利用地の指定）の規定による仮換地（ロにおいて仮</p>
--

<p>七 第二項第二号に掲げる財産が次の各号に掲げる建物に該当する場合には、同項第二号に定める書類のほか、当該各号に定める書類を物納手続関係書類として提出しなければならない。</p>
---

<p>八 第二項第二号に掲げる財産が次の各号に掲げる建物に該当する場合には、同項第二号に定める書類のほか、当該各号に定める書類を物納手続関係書類として提出しなければならない。</p>
---



- 二 法第四十八条第一項の規定により履行を求める事項

二 法第四十八条第一項の規定による期限

二 法第四十二条第三十項（法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する条件に係る物納財産の種類及び所在場所

四 法第四十二条第三十項の規定による通知をした日

五 その他参考となるべき事項  
(特定物納申請書の記載事項)

**第二十八条** 法第四十八条の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項

二 法第四十八条の二第一項に規定する特定物納対象税額

三 施行令第二十五条の七第一項において準用する施行令第七十七条に規定する延納によつて納付することができる額及びその計算の明細

四 法第三十九条第三十項（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更された条件による延納によつて金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由並びに法第四十八条の二第一項の規定による物納（以下「この条において「特定物納」という。）を求めようとする税額

五 特定物納に係る相続税の申告期限

六 特定物納に充てようとする財産の種類及び数量並びに当該特定物納の許可の申請をする時における当該財産の価額、その計算の明細及び所在場所

七 法第四十八条の二第六項において準用する法第四十一条第四項に規定する物納劣後財産を特定物納に充てようとする場合には、同項に規定する事由その他当該財産を特定物納に充てようとする特別の事由

八 法第四十八条の二第六項において準用する法第四十一条第二項第二号又は第三号に掲げる財産（第二十一条の二第三項に規定する財産を除く。）を特定物納に充てようとする場合には、法第四十一条第五項に規定する事由その他当該財産を特定物納に充てようとする特別の事由

九 その他参考となるべき事項  
(贈与税の申告内容の開示請求書の記載事項等)

**第二十九条** 施行令第二十七条规定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条第一項に規定する開示請求書（以下この条において「開示請求書」という。）を提出する者（以下この条において「開示請求者」という。）が法第四十九条第一項の規定により同項に規定する相続又は遺贈により財産を取得した他の者（第三号において「他の共同相続人等」という。）について開示の請求をする旨及び当該請求をする理由

二 開示請求者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）並びに法第四十九条第一項に規定する被相続人（以下この条において「被相続人」という。）との統柄

三 法第四十九条第一項の請求の対象とする他の共同相続人等（第四項において「対象共同相続人等」という。）ごとの氏名、住所又は居所及び被相続人との統柄

四 被相続人の氏名及びその死亡の時における住所又は居所並びにその死亡の年月日

五 その他参考となるべき事項

一 法第二十一条の十八第一項又は第二十二条の十八第一項の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の氏名及びその死亡の時ににおける住所又は居所並びにその死亡の年月日並びにその者が被相続人に係る相続時精算課税適用者であった旨

二 当該承継をした全ての者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）並びに前号の承継された者との統柄

三 前項に規定する承継をした者が二人以上ある場合には、開示請求書の提出は、これらの者が一の開示請求書に連署して行うものとする。

施行令第二十七条第一項に規定する財務省令で定める書類は、対象共同相続人等ごとの次各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 対象共同相続人等が被相続人の相続人である場合 イに掲げる書類又はロ及びハに掲げる書類

イ 財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署しているものに限る。）の写しその他の書類で当該対象共同相続人等が当該被相続人から相続により財産を取得していることを証する書類

ハ 戸籍の謄本又は抄本その他の書類で当該対象共同相続人等が当該被相続人の相続人であることを証する書類

ロ 戸籍の謄本又は抄本その他の書類で当該対象共同相続人等が被相続人の受遺者であることを証する書類

二 対象共同相続人等が被相続人の受遺者である場合、遺言書の写しその他の書類で当該対象共同相続人等が相続又は遺贈により財産を取得している場合を除く。戸籍の謄本又は抄本その他の書類で当該対象共同相続人等が当該被相続人の推定相続人であつたことを証する書類

三 対象共同相続人等が被相続人の推定相続人であつた場合（当該対象共同相続人等が相続又は遺贈により財産を取得している場合を除く。戸籍の謄本又は抄本その他の書類で当該対象共同相続人等が当該被相続人の推定相続人であつたことを証する書類

一 開示請求者が被相続人に係る相続時精算課税適用者であり、かつ、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた場合、当該開示請求者が当該被相続人に係る相続時精算課税適用者であることを明らかにする書類

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げるいづれかの書類

イ 前号に定める書類

ロ 財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署しているものに限る。）の写しその他の書類で開示請求者が被相続人から相続により財産を取得していることを証する書類

ハ 戸籍の謄本又は抄本その他の書類で開示請求者が被相続人の相続人であることを証する書類及び当該被相続人から相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない旨を記載した書類

二 遺言書の写しその他の書類で開示請求者が被相続人から遺贈を受けたことを証する書類

第二項に規定する場合における施行令第二十一条第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項各号に定める書類のほか、戸籍の謄本又は抄本その他の書類で第二項第一号の納税に係る権利又は義務を承継された者の全ての相続人を明らかにする書類とする。

施行令第二十七条第四項第三号に規定する財務省令で定める場合は、開示請求者の開示請求書を提出する時において当該開示請求者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 法の施行地に当該開示請求者の住所がある場合 当該住所地

二 法の施行地に当該開示請求者の住所がなく、居所がある場合 当該居所地

三 法の施行地に当該開示請求者の住所及び居所がない場合 韶町税務署の管轄区域内の場所

(届書等情報に類するものの範囲等)

**第二十九条の二** 法第五十八条第一項に規定する届書等情報に類するものとして財務省令で定められるものは、死亡又は失踪(以下この条において「死亡等」という。)に関する戸籍法施行規則(昭和二十二年司法省令第九十四号)第七十六条第三項(受付帳)に規定する受付帳情報とする。

2 法第五十八条第一項に規定する財務省令で定める情報は、同項に規定する届書等情報に記録されている情報及び死亡等をした者が当該死亡等により除籍された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報であつて、当該死亡等をした者及び当該死亡等をした者に係る相続人を特定するために必要なものとする。

法第五十八条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十八条第二項の死亡等をした者の氏名、生年月日、その死亡等の時における住所及びその死亡等の年月日

二 次に掲げる法第五十八条第二項の財産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項(同項の死亡等の直前において同項の固定資産課税台帳に登録されていたものに限る。)

イ 土地 所在、地番、地目、地積及び価格

三　その他参考となるべき事項

(調書の記載事項等)

**第三十条** 保険金（法第五十九条第一項第一号に規定する保険金をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の支払をする保険会社等（法第十一条第一項第五号に規定する保険会社等をいう。第五項において同じ。）で法の施行地に営業所等（法第五十九条第一項に規定する営業所等をいう。次項及び第五項において同じ。）を有するものは、同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、保険金の支払を受け取る者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。

一　その支払を受ける者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

二　その月中に支払った保険金の金額

三　その支払の基礎となる契約に係る保険料（共済掛金を含む。第六号口及び第五項第六号において同じ。）の総額

四　その支払の確定した日

五　その支払の直前において第三号の契約に係る契約者であつた者（次号口において「現契約者」という。）の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

六　第三号の契約（第六項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）の締結後に当該契約に係る契約者の変更（当該契約に係る契約者の死亡に伴い行われるものを除く。及びハにおいて同じ。）が行われた場合には、次に掲げる事項

イ　当該契約者の変更（当該契約に係る契約者の変更が二回以上行われた場合には、最後の契約者の変更）前の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ロ　当該契約に係る現契約者が払い込んだ保険料の額

ハ　当該契約に係る契約者が払い込んだ保険料の額

七　その他参考となるべき事項

八　退職手当金等（法第五十九条第一項に規定する退職手当金等をいう。以下この条において同じ。）の支給をする者で法の施行地に営業所等

一 その支給を受ける者の氏名、住所又は居所  
及び個人番号

二 その月中に支給をした退職手当金等の金額  
省令で定める額は、百万円とする。

三 その他参考となるべき事項

四 第一項の規定を適用する。

五 生命保険契約（法第三条第一項第一号に規定する生命保険契約をいう。次項において同じ。）又は損害保険契約（同号に規定する損害保険契約をいう。同項において同じ。）の契約者が死亡したことに伴いこれらの契約の契約者の変更の手続を行つた保険会社等で法の施行地に常業所等を有するものは、法第五十九条第二項の規定により、その変更後の契約者別に、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。

一 その変更後の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二 その変更前の契約者の氏名及び住所又は居所

三 その変更前の契約者が死亡した日

四 その変更の効力が生じた日

五 その変更に係る契約の解約返戻金相当額（前一号に掲げる日のいずれかの日において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額をいう。次項第一号において同じ。）

六 前号の契約に係る保険料の総額及び第二号の契約者が払い込んだ保険料の金額

七 その他参考となるべき事項

八 法第五十九条第二項ただし書に規定する財務省令で定める契約は、次のいずれかに該当する契約とする。

一 解約返戻金相当額が百万円以下である生命保険契約は貰得保険契約

二 一定期間内に保険事故（共済事故を含む。）が発生しなかつた場合において返還金その他これに準ずるものとの支払がない生命保険契約又は損害保険契約

三 施行令第一条の二第一項第三号亦若しくはへに掲げる契約又は同条第二項第二号亦に掲げる契約

四 普通保険契款において、団体又は団体の代表者を契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者（平成二十年法律第五十六号）第二条第三号（定義）に規定する管理組合又は同条第四号（定義）に規定する被保険者とすることとなつてゐる生命保険契約又は損害保険契約

五 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第二百四十九号）第二条第三号（定義）に規定する管理組合又は同条第四号に規定する管理者等を契約者とし、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第四項（定義）に規定する共用部分又は同法第六十七条第一項（団地共用部分）に規定する団地共用部分を保険の目的とする損害保険契約

六 法第五十九条第三項ただし書に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 受託者の引き受けた信託について受益者（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託）については、委託者。（以下この号において同じ。）別に当該信託の信託財産に属する財産を法第二十二条から第二十五条までの規定により評価した価額（当該財産のうちこれらの規定により評価することが困難であるものについては、当該財産の見積価額。以下この号において同じ。）の合計額（その年の一月一日から当該信託につき法第五十九条第三項各号に掲げる事由が生じた日の前日までの間に当該信託と受益者が同一である他の信託（以下この号において「従前信託」という。）について当該事由が生じていた場合には、当該信託及び当該従前信託の信託財産に属する財産を法第二十二条から第二十五条までの規定により評価した価額の合計額）が五十万円以下であること。

二 受託者の引き受けた信託が投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項（定義）に規定する投資信託であること。

三 受託者の引き受けた貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第二条第

一項（定義）に規定する貸付信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権が当該貸付信託の無記名式の同条第二項に規定する受益証券に係るものであること。

（四）受託者の引き受けた受益証券発行信託（信託法（平成十八年法律第八号）第一百八十五條第三項（受益証券の発行に関する信託行為の定め）に規定する受益証券発行信託をいう。）の受益権が当該受益証券発行信託の同一式の同条第一項に規定する受益証券に係るものであること。

五 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事由

イ 法第五十九条第三項第一号に掲げる事由  
が生じた場合 受託者の引き受けた信託が次に掲げるものであること。

(1) 法第二十条の四第二項に規定する特定障害者扶養信託契約に基づく信託

(2) 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二の二第二項第二号イ（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する教育資金管理契約に基づく信託

(3) 税特別措置法第七十条の二の三第二項第二号イ（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する結婚・子育て資金管理契約に基づく信託

(4) 委託者と受益者等（法第九条の二第一項に規定する受益者等をいう。以下この号において同じ。）とが同一である信託法第五十九条第三項第二号に掲げる事由が生じた場合 次に掲げる事由

(1) 受託者の引き受けた信託について生じた法第五十九条第三項第二号に掲げる事由が所得税法第二百二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等又は同法第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）によるものであることから、当該信託の受託者が同法第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）に規定する調書を同項の規定により提出することとなること。

(2) 受託者の引き受けた信託が顧客分別金信託等（金融商品取引法第四十三条の二第二項（分別管理）の規定による信託、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）第二条第一項第二号（貯蓄金の保全措置）に規定する信託契約に基づく信託その他これらに類する信託をいう。ハ（3）において同じ。）であること。

(3) 受託者の引き受けた信託が金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第六条第一項第七号の二イからへまで（金融商品取引業から除かれるもの）に掲げる要件の全てを満たす金銭の信託（当該信託につき法第五十九条第三項第二号に掲げる事由が生じたことにより当該信託の受益者等が取得する金銭その他の資産が、退職手当金等又は所得税法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等若しくは同法第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等（ハ（4）において「給与所得等」という。）に該当する場合における当該信託に限る。）において同じ。）であること。

(4) 受託者の引き受けた信託が次に掲げる要件の全てを満たす金銭の信託であること。

(i) 発行法人等（株式の発行法人又は当該発行法人と資本関係若しくは取引關係を有する法人であつて当該発行法人が指定したもの）を委託者とする信託で、当該受託者が当該発行法人の株式を取得するものであること。

(ii) 当該受託者が取得した株式は、(i)の発行法人等の定款の規定、株主総会、社員総会、取締役会その他これらに準ずるものとの決議若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四条第三項（指名委員会等の権限等）の報酬委員会の決定又は当該発行法人等の従業員の勤続年数、業績その他の基準を勘案して当該発行法人等が定めた当該株式の付与に関する規則に従つ

(5) (iii) 当該受託者がその信託財産として受け入れる金銭は、その全てが(i)の発行法人等から拠出されること。  
(iv) 当該受託者にその信託財産として新株予約権が付与される場合には、当該新株予約権の全てが(i)の発行法人により付与されること。

法第五十九条第三項第二号に掲げる事由が次に掲げる事由により生じたこと。

(i) 受託者の引き受けた信託について受益者等の合併又は分割があつたこと。  
(ii) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条第一項(定型的信託契約約款の変更等)に規定する定型的信託契約に基づく信託の受益権について同条第四項の規定による買取りの請求があつたことにより当該信託の受託者が当該受益権を買い取つたこと(当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る)。

(iii) 貸付信託法第六条第六項(信託約款の変更)又は第十一条(受託者による受益証券の取得)の規定により貸付信託の受託者が当該貸付信託の第二項に規定する受益証券を買い取つたこと(当該受託者が当該受益証券に係る受益権を遅滞なく消却する場合に限る)。

法第五十九条第三項第三号に掲げる事由が生じた場合 次に掲げる事由

(1) 受託者の引き受けた信託が租税特別措置法第七十条の二の二第二項第二号イに規定する結婚・子育て資金管理契約に基づく信託であること。

(2) 受託者の引き受けた信託が租税特別措置法第七十条の二の三第二項第二号イに規定する結婚・子育て資金管理契約に基づく信託であること。

(3) 受託者の引き受けた信託が顧客分別金  
信託等であること。

(4) 受託者の引き受けた信託が口 (4)  
(i) から (iv) までに掲げる要件の  
全てを満たす金銭の信託(当該信託につ  
き法第五十九条第三項第三号に掲げる事  
由が生じたことにより当該信託の受益者  
等が取得する金銭その他の資産が給与所  
得等に該当する場合における当該信託に  
限る。)であること。

(5) 受託者の引き受けた信託の終了直前の  
受益者等が当該受益者等として有してい  
た当該信託に関する権利に相当する当該  
信託の残余財産の給付を受けるべき、又  
は帰属すべき者となつたこと。

(6) 受託者の引き受けた信託の残余財産が  
ないこと。

(7) 受託者(金融機関の信託業務の兼営等  
に関する法律により同法第一条第一項  
(兼営の認可)に規定する信託業務を営  
む同項に規定する金融機関に限る。)の  
引き受けた貸付信託又は合同運用信託  
(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)  
第二条第二十六号(定義)に規定する合  
同運用信託をいう。)の残余財産が信託  
法第一百八十二条第三項(残余財産の帰  
属)の規定により当該受託者に帰属した  
こと。

二 法第五十九条第三項第四号に掲げる事由  
が生じた場合 次に掲げる事由

(1) 受託者の引き受けた信託の受益者等が  
一の者であること。

(2) 受託者の引き受けた信託の受益者等  
が  
（法人税法第二条第二十九号の二に規定す  
る法人課税信託の受託者を含む。）が  
それぞれ有する当該信託に関する権利の  
価額に変動がないこと。

9 調書を提出すべき者が法第五十九条第五項第一号に規定する財務省  
一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項、第十一項及び第十三項第三号において「記載事項」という。）  
一 所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条（事前届出等）の規定の例によ  
る。

10 法第五十九条第五項第一号に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

二 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の規定の例により届出をした者（同令第五条第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより記載事項を送信する方法

二 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第四項の規定の例により届出をした者（同令第五条の二第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより、記載事項を同項に規定する特定ファイルに記録し、かつ、法第五十九条第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長（当該届出をした者が同条第七項の承認を受けている場合には、第十四項に規定する税務署長）に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法前項第二号に定める方法により記載事項を提供する者は、同号に規定する特定ファイルに記録した当該記載事項の電磁的記録（電子的形式、磁気的形式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を同号の権限を付与した状態で国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。法第五十九条第五項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

11 施行令第三十条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 施行令第三十条第三項の申請書の提出をする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は

所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地）

二 法第五十九条第七項の承認を受けようとする旨

三 記載事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四 法第五十九条第五項各号に掲げる方法うちいづれの方法によるかの別

五 その他参考となるべき事項

六 法第五十九条第七項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第三十条第三項の所轄税務署長への申請に基づく同条第四項又は第五項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

（調書の書式）

**第三十一条** 法第五十九条第一項第一号の調書は第五号書式又は第六号書式により、同項第二号の調書は第七号書式により、同条第二項の調書は第八号書式により、同条第三項の調書は第九号書式による。

（特定目的会社等の範囲等）

**第三十二条** 施行令第三十四条第四項第三号に規定する特定目的会社又はこれに類する会社であつて財務省令で定めるものは、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（次項において「特定目的会社」という。）又は専ら資産流動化（一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を行う行為をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を行うことを目的とする会社（会社法第二条第二号（定義）に規定する外国会社を含む。）であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 資産流動化に係る業務及びその附帯業務を現に行つていていること。

二 資産流動化に係る業務として取得した資産以外の資産（当該資産流動化に係る業務及びその附帯業務を行うために必要と認められる資産並びにこれららの業務に係る業務上の余裕金を除く。）を保有していないこと。

三 当該有価証券の発行に際して金融商品取引法第二条第三項（定義）に規定する取得勧誘を行つてていること。

2 施行令第三十四条第四号に規定する一般社団法人又は一般財團法人で財務省令で定めることは、特定目的会社又は前項に規定する会社の発行済株式又は出資（剩余金の配当若しくは利益の配当又は残余財産の分配について優先的内容を有するものを除く。）の全部を保有し、かつ、当該発行済株式又は出資以外の資産を保有していないものとする。

3 施行令第三十四条第四号に規定する財務省令で定める一般社団法人又は一般財團法人は、専ら資産流動化を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、第一項各号に掲げる要件を満たすものとする。

（施行期日）

4 この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（公益事業の範囲）

2 施行令附則第四項に規定する公益を目的とする事業で財務省令で定めるものは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第六条（学校の設置者の特例）に規定する私立の幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則

3 第四条第一項（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）の規定により設置される同項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置し、運営する事業とする（幼稚園等経営事業を引き続き行うことが確実と認められる者）

4 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める者は、被相続人（当該被相続人の被相続人を含む。）により当該被相続人からの相続の開始の年の五年前の年の一月一日から引き続いて行われてきた前項に規定する事業を当該被相続人の死亡により承継し、かつ、当該事業に係る幼稚園等における教育又は保育（以下単に「教育」という。）の用に供するものとして相当と認められるものに専ら供するもの（以下「教育用財産」という。）であるにつき次項に定めるところにより届出がされている財産を当該被相続人からの相続又は遺贈により取得してこれを当該事業の用に供する相続人で、当該相続人が死亡した場合には、その死亡の日）においてその者の行う附則第四項に規定する事業に係る幼稚園等における教育の用に供されていいる教育用財産の明細、その用途及び所在地又は所在場所

5 前項の届出書を提出した個人は、当該届出書に記載した教育用財産を当該個人が行う同項に規定する事業に係る幼稚園等における教育の用に供しなくなった場合には、その教育の用に供しなくなった日から四月以内に次に掲げる事項を記載した届出書を同項の税務署長に提出しなければならない。

6 四 その他参考となるべき事項

教育用財産の届出については、前二項の規定による届出書の提出をすることに代えて、附則第四項に規定する個人が、その後の毎年分の所得税の所得税法第二条第一項第三十七号（定義）に規定する確定申告書（その提出期限内に提出されるものに限る。）に、次に掲げる事項を記載した書類を添付して提出することができる。

7 一 当該幼稚園等の名称及び所在地

（事業が適正に行われていると認められる場合）

二 その年十二月三十一日（その者が年の中途死亡した場合には、その死亡の日）においてその者の行う附則第四項に規定する事業に係る幼稚園等における教育の用に供されていいる教育用財産の明細、その用途及び所在地又は所在場所

二 前号に規定する五年前の年以後の各年において、事業経営者の親族その他事業経営者と法第六十四条第一項に規定する特別の関係（以下「特別関係」という。）がある者で当該事業に従事するものに対して支給する給与の額（以下「特別関係」）といふ。がある者で当該認定を受けたときは、当該認定に係る年以後の各年については、当該認定を受けた金額を超過していいこと。

三 事業経営者は、第一号に規定する五年前の年以後の各年分の所得税又は当該五年前の年以後において相続若しくは遺贈若しくは贈与により取得した財産に係る相続税若しくは贈与税に係る国税通則法第六十六条第一項、第五項若しくは第六項（無申告加算税）の無申告加算税又は同法第六十八条第一項、第二項若しくは第四項（同条第一項又は第二項の重加算税を課されたことなく、かつ、当該各年において所得税法第四編第一章から第六章

得して、これを当該幼稚園等における教育の用に供した場合には、当該教育の用に供した日から四月以内に、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を当該個人の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

二 当該幼稚園等の名称及び所在地

三 当該教育の用に供した教育用財産（当該届出書が最初に提出されるものである場合に）は、当該提出の日において当該幼稚園等における教育の用に供されている教育用財産（当該届出書を記載した教育用財産）の明細、その用途及び所在地又は所在場所

四 その他参考となるべき事項

（事業が適正に行われていると認められる場合）

二 その者（被相続人）の死亡の日）においてその者の行う附則第四項に規定する事業に係る幼稚園等における教育の用に供されていいる教育用財産の明細、その用途及び所在地又は所在場所

三 事業経営者は、第一号に規定する五年前の年以後の各年分の所得税又は当該五年前の年以後において相続若しくは遺贈若しくは贈与により取得した財産に係る相続税若しくは贈与税に係る国税通則法第六十六条第一項、第五項若しくは第六項（無申告加算税）の無申告加算税又は同法第六十八条第一項、第二項若しくは第四項（同条第一項又は第二項の重加算税を課されたことなく、かつ、当該各

まで（源泉徴収）の規定により徴収して納付すべき所得税に係る国税通則法第六十七条第一項（不納付加算税）の不納付加算税又は同法第六十八条第三項若しくは第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る）の重加算税を徴収されたことがないこと。

四 事業経営者は、第一号に規定する五年前の年以後の各年分の所得税につき連続して所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出していること。

五 事業経営者は、第一号に規定する五年前の年以後の各年分の事業所得の金額の計算上総収入額に算入される金額及び必要経費に算入される金額のうち、当該事業に係る収入金額及び費用の額と他の収入金額及び費用の額とを明確に区分して経理しており、かつ、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第五十六条から第六十四条まで（青色申告者の備え付けるべき帳簿書類等）の規定の例により、当該事業につき帳簿書類を備え付けて、これに当該事業に係る収入金額及び費用の額、資産、負債及び資本に係る一切の取引並びに第二号に規定する事項を記録し、保存していること。

六 事業経営者は、当該事業に属する資産については、第一号に規定する五年前の年以後の各年において、当該事業のための支出（同号の税務署長の認定を受けた金額の範囲内における当該事業に係る事業経営者の家事に充てるための支出を含む。）以外の支出をしていないこと。

七 事業経営者は、当該事業に係る施設について、第一号に規定する五年前の年以後の各年において、当該事業以外の事業並びに当該事業に係る事業経営者及びその者と特別関係がある者の用に供しておらず、かつ、当該事業のための担保以外の担保に供していないこと。

八 第一項の認定を受けようとする場合には、その認定を受けようとする年の三月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該個人の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請書を提出する者の氏名及び住所

四 当該事業に従事する使用者（当該個人と特別関係がある者で当該事業に従事するものがある場合は、その者についての当該特別関係の内容）	五 前号の使用者のうち同号の特別関係がある者で当該事業に従事するものがある場合は、その者についての当該特別関係の内容
六 その他参考となるべき事項	六 その他参考となるべき事項
七 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、その調査により、その申請に係る同項第二号の限度額につきその申請をした者が附則第七項第一号の事業から受ける報酬の額として相当である金額として認めて同号の認定をし、又はその申請を却下する。	七 税務署長は、附則第八項の申請書の提出があつた場合において、前項の認定又は却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。
八 附則第八項の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する年の十二月三十一日までにその申請につき認定又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその認定があつたものとみなす。	八 附則第八項の規定は、附則第二項に規定する事業を行う者が、当該事業に係る資産のうちその者の家事のために充てるものの金額の限度額で附則第七項第一号の認定を受けたものの変更をしようとする場合について準用する。この場合において、附則第八項第六号中「その他の参考となるべき事項」とあるのは、「変更前の第二号に規定する限度額その他の参考となるべき事項」と読み替えるものとする。
九 附則第九項から第十一項までの規定は、前項において準用する附則第八項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、附則第十項中「前項」とあるのは、「附則第十三項において準用する附則第九項」と読み替えるものとする。	九 附則第九項から第十一項までの規定は、前項において準用する附則第八項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、附則第十項中「前項」とあるのは、「附則第十三項において準用する附則第九項」と読み替えるものとする。

附 則（昭和三七年四月二日大蔵省令第一二九号）抄  
この省令は、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三九年三月三一日大蔵省令第一四号）抄  
この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三一日大蔵省令第一四号）  
この省令は、昭和四十年五月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年四月三〇日大蔵省令第一二九号）  
この省令は、昭和四十年五月一日から施行する。

附 則（昭和四一年三月三一日大蔵省令第一四号）  
この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四六年三月三一日大蔵省令第一二号）  
この省令は、昭和四六年四月一日から施行する。

改正後の相続税法施行規則第三条の規定及び第一号書式から第三号書式までは、昭和四六年四月一日以後に相続税法の一部を改正する法律（昭和四六年法律第二十号）による改正後の相続税法第五十九条第一項の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

附 則（昭和四七年六月一九日大蔵省令第一五六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月三一日大蔵省令第一〇号）抄  
この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

改正後の相続税法施行規則第十条の規定及び第五号書式から第八号書式までは、昭和五十年四月一日以後に相続税法第五十九条第一項の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合について適用する。

附 則（昭和五〇年七月一二日大蔵省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。  
昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に死亡した被相続人（当該被相続人の被相続人を含む。）により当該被相続人に係る相続の開始の年の五年前の年の一月一日以前から引き続き行われてきた改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）附則第二項に規定する事業を当該被相続人の死亡により承継した当該被相続人の相続人に係る新規則附則第三項、第七項及び第十一項の規定の適用については、新規則附則第三項中「届出がされている財産」とあるのは「届出がされている財産（昭和五十年九月三十日までに当該事業における個人が当該届出をしてないで死亡した場合において、昭和五十年十一月三十一日までに当該個人の相続人により当該事業に係る学校における教育用財産であることにつき次項から第十一項まことに準じて届出がされたものを含む。）」と、新規則附則第七項第一号中「次項から第十一項までに定めるところにより」とあるのは「昭和五十一年十二月三十一日までに次項から第十一項までに定めるところに準じて」と、「の認定を受けた金額（二）とあるのは「に申請書を提出して当該税務署長の認定を受けた金額（昭和五十一年九月三十日までにその者が当該申請書を提出しないで死亡した場合において、昭和五十年十一月三十一日までに当該被相続人が行っていた当該事業を承継した相続人が次項に定めるところに準じて申請書を提出してこの号の規定により認定を受けた場合における当該認定を受けた金額とし」と、「金額」とあるのは「金額とすること。」と、新規則附則第一項中「同項に規定する年（十二月三十一日）とあるのは「当該申請書を提出した日から六月を経過する日」とする。



一項の改正規定、第十七条第一項の改正規定、第十八条第一項の改正規定及び第二号書式の改正規定並びに附則第三条第二項の規定、信託法（平成十八年法律第一百八号）の施行の日

三 第十九条（見出しを含む。）の改正規定、第二十一条第十項の改正規定及び第二十二条第二項第五号の改正規定、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日

（公益事業の範囲等に関する経過措置）

第二条 改正後の相続税法施行規則（次条において「新規則」という。附則第二項から第八項までの規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」）という。）以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第三条 新規則第一号書式は、施行日以後に相続税法第二十一条の四第一項の規定により提出する同項に規定する障害者非課税信託申告書について適用し、施行日前に提出した当該障害者非課税信託申告書については、なお従前の例によること。

2 新規則第二号書式は、附則第一条第二号に定める日以後に相続税法施行令第四条の十三第一項の規定により提出する同条第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書について適用し、施行日前に提出した当該障害者非課税信託取消申告書については、なお従前の例による。

3 前二項に規定する書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則の相当の規定に定める申じて、記載したものを持ってこれに代えることができる。

### 附 則

（平成一九年六月六日財務省令第三八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十一年三月三十一日までの間ににおける改正後の相続税法施行規則（以下「（調書提出の限度等に関する経過措置）

構法第十一条第一項第七号イの事業又は研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公團法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合において、新規則第二十二条第二項第一号イに規定する物納申請土地がこれららの事業の施行区域内にあるときにおける同条第三項の規定の適用については、同項第六号イ中「の規定」とあるのは「若しくは独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）。以下同様に「研究所法」という。」  
附則第九条第三項（業務の特例）の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人綠資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人綠資源機構法（平成十四年法律第百三十号。以下この号において「旧綠資源機構法」という。）第十六条第二項（換地計画）若しくは研究所法附則第十一條第三項（業務の特例）の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公團法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条（農用地整備公團法の廃止）の規定による廃止前の農用地整備公團法（昭和四十九年法律第四十三号。以下この号において「旧農用地整備公團法」という。）第二十三条第二項（換地計画）の規定」と、同号ハ中「の規定」と、同号ロ中「の換地設計」と、同号ハ中「の規定」とあるのは「若しくは旧綠資源機構法第十六条第二項若しくは旧農用地整備公團法第二十七条（費用負担）の規定」と、同号ニ中「の規定」とあるのは「若しくは旧綠資源機構法第十六条第二項若しくは旧農用地整備公團法第二十三条第二項の規定」とする。

**（施行期日）**

は、平成二十三年四月一日から施行する。  
**(定期金に関する権利の評価に関する経過措置)**  
**第二条** 相続税法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十二号）附則第二条第三項（定期金に関する権利の評価に関する経過措置）に規定する財務省令で定める軽微な変更是、同項の定期金給付契約に係る次に掲げる変更以外の変更とする。  
一次に掲げる事項の変更その他当該契約に関する権利の価額の計算の基礎に影響を及ぼす変更

- イ 解約返戻金の金額
- ロ 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる契約に係る当該一時金の金額
- ハ 給付を受けるべき期間又は金額

**二 予定期率**  
**三 当該契約に関する権利を取得する時期の変更**

- 四 前三号に掲げる変更に類する変更

**附 則（平成二三年六月三十日財務省令第三一号）**

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第三十条の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

**附 則（平成二三年一月二日財務省令第八七号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二四年三月三一日財務省令第二六号）**

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。  
**附 則（平成二五年三月三十日財務省令第一八号）抄**

（施行期日）  
(書式に関する経過措置)

**第二条** 改正後の相続税法施行規則（次項において「新規則」という。）第一号書式から第四号書式までは、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下改

正法」という。第三条の規定による改正後の相続税法第二十一条の四、相続税法施行令一部を改正する政令(平成二十五年政令第百十三号)。以下「改正令」という。による改正後の相続税法施行令第四条の十四、第四条の十五又は第四条の十六の規定により提出するこれらの規定に規定する障害者非課税信託申告書、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書及び障害者非課税信託に関する異動申告書について適用し、施行日前に改正法第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四、改正令による改正前の相続税法施行令第四条の十三、第四条の十四又は第四条の十五の規定により提出した当該障害者非課税信託申告書障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書及び障害者非課税信託に関する異動申告書については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則の相当の規定に定める申告書に、新規則第一号書式から第四号書式までに準じて、記載したものを持ってこれに代えることができる。

附 則 (平成二五年五月三一日財務省令第三六号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、附則の改正規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日(次項において「一部施行日」という。)から施行する。(公益事業の範囲等に関する経過措置)

2 改正後の相続税法施行規則附則第二項から第八項までの規定は、一部施行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得する財産に係る相続税について適用し、一部施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(平成二十五年法律第二十七号) 附則第一条第  
四号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」  
という。）から施行する。

（申告書等の記載事項に関する経過措置）

**第二条** 改正後の相続税法施行規則（以下「新規  
則」という。）第一条の六第一項第一号の規定  
は、施行日以後に提出する行政手続における特  
定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律及び行政手続における特定の個人を識別  
するための番号の利用等に関する法律の施行に伴  
う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴  
う財務省関係政令の整備に関する政令（平成二  
十六年政令第百七十九号。以下「番号利用法整  
備令」という。）第三条の規定による改正後の  
相続税法施行令（以下「新令」という。）第四  
条の第二項の申請書について適用し、施行日  
前に提出した番号利用法整備令第三条の規定に  
よる改正前の相続税法施行令（以下「旧令」と  
いう。）第四条の二第二項の申請書については、  
なお従前の例による。

2 新規則第三条第一項第一号及び第二項の規定  
は、施行日以後に提出する新令第四条の十四第  
二項に規定する障害者非課税信託取消申告書に  
ついて適用し、施行日前に提出した旧令第四条  
の十四第二項に規定する障害者非課税信託取消  
申告書については、なお従前の例による。

3 新規則第四条第一項第一号及び第二項の規定  
は、施行日以後に提出する新令第四条の十五第  
二項に規定する障害者非課税信託廢止申告書に  
ついて適用し、施行日前に提出した旧令第四条  
の十五第二項に規定する障害者非課税信託廢止  
申告書については、なお従前の例による。

4 新規則第五条第一項第一号及び第二号並びに  
第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する  
新令第四条の十六第三項に規定する障害者非課  
税信託に関する異動申告書について適用し、施  
行日前に提出した旧令第四条の十六第三項に規  
定する障害者非課税信託に関する異動申告書に  
ついては、なお従前の例による。

5 新規則第六条第一号及び第三号の規定は、施  
行日以後に提出する新令第四条の十七第一項の  
書類について適用し、施行日前に提出した旧令  
第四条の十七第一項の書類については、なお従  
前の例による。















第七号書式

(用紙 日本産業規格 A-6)

- 次に説明する事項を記述する。この事項は、  
「取引当事者の属性」欄に記載する。  
（1）取引当事者の属性  
個人事業主、会社等の法人、種類別会計基準会計規約、  
監査基準会計規約、個人事業主会員、通帳基準会計規約又は個人会員に基づく  
「又は」又は「と」のいずれか又は二つ以上の会員の属性を記載すること。  
（2）取引当事者を定めて記載するものについては、種類別会計基準会計規約等に  
「会員登録規約等の規定により」付記した会員登録規約等の各会員登録規約の規定により記載すること。  
（3）取引当事者を定めて記載するものである限り且つその会員登録規約の規定により記載することとなるべき事項を複数個記す。  
（4）死後は、死後10年以内に記載に更新すること。  
又は、個人の属性又は法人の属性には、当該会員規約にて規定する個人  
又は法人の「別表」における特徴の個人を記載するための号令規約等に  
規定する事項を記載する場合は、該号令規約等に記載する事項を記載すること。

第八号書式

参考 [\[詳細\]](#) 日本語訳文を表示する

新規登録の手順等については、在籍登録又は新規登録用紙（提出書類を含む）の記載事項と並んで、登録料金の支払方法の選択（「（登録料金）現金」又は「（登録料金）クレジットカード」）、お預り金額を記入する部分に登録料金の記入又は既存又は新規登録用紙に記載してある登録料金を記入する。

既存して登録済みの場合は、既存登録用紙の欄名の記入及び既存登録料金を記入して登録する。

3. 領収書の提出登録の手順等、この用紙の提出登録用紙の提出登録料金の支払方法の選択（「（登録料金）現金」又は「（登録料金）クレジットカード」）が既存登録用紙の登録料金と異なる場合に付与された領収書を提出して登録料金の支払額を算出する。

4. 領収書登録等の手続は、新規登録用紙は、行手帳における登録料金を算出するための登録料金の算出に付与した各登録料金を登録する手續を実施する。

5. 登録料金の算出手順は、新規登録用紙の登録料金を算出する手續を実施する。

- 六、合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。

第九号書式

備考

一 「受益者」、「特定委託者」及び「取扱者」の欄の「個人番号又は法人番号」の欄には、当該受益者、特定委託者及び取扱者の手帳における特徴の個人を識別するための番号の判明する場合に法規第6条第2項に規定する個人番号又は法規第3項に規定する法人番号を記載すること。

二 「特定委託者」の欄には、法規第6条第2項の規定に規定する特定委託者に関する事項を記載すること。たゞ、この欄を複数に記入する場合は合併して記載することにより提出するときは、併記法第12条第3項に規定する連絡情報(以下「連絡情報」という)又は同法第177条に規定する通算受取者に関する事項を記載するものとする。

